

会員会費に関する内規

一般社団法人日本遠隔運動療法協会

会員会費に関する内規

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人日本遠隔運動療法協会（以下「当法人」という。）の会員規程第4条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定める。

第2条（会費の種類）

会員は、会員種別に応じて年会費を納入しなければならない。

第3条（会費）

会費は、年度ごとの会費とし、会員種別に応じて理事会の決議をもって決定する。

2 年度途中の10月から翌年3月に会員になったものは、当該年度会費を半額とする。

3 納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第4条（会費の納入方法）

会員は、当該年度会費を下記のいずれかの方法により納付しなければならない。

（1）銀行振込：事務局より送付する会員入会申込書に記入されている指定口座に振り込み納付する。

（2）口座振替：届出の金融機関の口座より会員入会申込書に記入されている指定口座に振り込み納付する。

但し、振込にかかわる手数料は、会員負担とする。

附 則

第1条（改 廃）

この内規の改廃は、事務局長の起案により、理事会の承認を得なければならない。

第2条（施 行）

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

第3条（年 度）

上記でいう年度とは、当法人の会計年度（4月1日～3月31日）とする。